

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No 1

対象手続		食品等の輸入の届出					
年間平均申請件数		1,716,000件					
根拠法令・条項		食品衛生法第27条、第28条					
手続概要 (※主な利用者と代理申請率を明記)		輸入者等による食品等輸入手続を全国の検疫所窓口にて電子的に処理するもの。 (主な利用者：輸入者等)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17 (暦年)	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数(件) (平成17年度までは実績)	1,647,000	1,699,334	1,772,000 1,307,680	1,843,000	1,920,000
		目標利用率(%) (平成17年度までは実績)	91.50	91.15	91.62 92.32	91.75	92.00
		行動計画策定時(平成17年度末)の状況					
添付書類		食肉等の衛生証明書(オンライン化対応済)			改善方策の措置・具体的改善方策(実施時期)		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			-		
本人確認方法	本人による申請の場合	ID・パスワード (紙の場合は記名・押印)			-		
	代理人による申請の場合	-			-		
手数料	オンライン手続の場合	-			-		
	紙による手続の場合(オフライン)	-			-		
処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	平均約14分(但し届出の内容により長短あり)			-		
	紙による手続の場合(オフライン)	平均約14分(但し届出の内容により長短あり)			-		
利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	5:00~翌4:00			-		
	紙による手続の場合(オフライン)	8:30~17:00(検疫所の開庁時間により変動) ※なお、事前に要望等なされた場合には時間外であっても対応			-		
上記項目以外のインセンティブ措置		-			-		
システムの改善		◎バックアップシステムの構築やホスト間接続への対応等改善を図る(平成16年度に措置)。			◎システム化されていない事務処理の一部をシステムに取り込み、行政事務処理時間の短縮等を図る(最適化計画に基づき、平成22年2月までのできる限り早期)。(→平成20年度より設計及び開発・試験予定。)		
広報・普及活動		-			◎厚生労働省ホームページやリーフレット等の広報により、オンライン届出システムの新規利用者へ情報を提供する。また、輸入者(利用者)向けのマニュアル等を作成し、各検疫所窓口へ配置する(平成18年度)。(→リーフレットについては現在作成作業中。平成19年3月に完成し、年度末に輸入者用マニュアルとともに検疫所窓口へ配置予定。) ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する(平成18年度)。(→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。)		
その他		-			-		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 2

対象手続	就業規則（変更）届						
年間平均申請件数	281,000件						
根拠法令・条項	労働基準法第89条第1項						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を記した書面を添付し、事業場を管轄する労働基準監督署に届け出なければならない。就業規則の変更届出についても同様である。 （主な利用者：使用者、代理申請率：把握していない）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月未までの実績	年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	11	790	14,050 660	28,100	56,200	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.004	0.281	5.00 0.313	10.00	20.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	①意見書（オンライン化済） ②就業規則（オンライン化済）			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①②添付書類自体が届出対象文書となるため。			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合 （紙の場合は事業主（代表者）印、労働組合印、個人印又は署名）	電子署名 （紙の場合は事業主（代表者）印、労働組合印、個人印又は署名）			-	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名）			◎社会保険労務士が代行する手続に関し、事業主電子署名の省略を検討する（平成18年度～）。	
	手数料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			-	
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送可）			-		
上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成22年度末までの出来限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）			
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。			◎リーフレットを活用し、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口で周知を図る。また、電子申請の利用促進をホームページで周知する（平成18～20年度）。（→平成18年7月までに、電子申請に関する利用者向けリーフレットを厚生労働省ホームページに掲載。また、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	-			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 3

対象手続	1年単位の変形労働制に関する協定届					
年間平均申請件数	182,000件					
根拠法令・条項	労働基準法第32条の4第4項（第32条の2第2項準用）					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、1年以内の一定の期間を平均し1週間当たりの労働時間が40時間を超えないよう定め、当該協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、当該協定の定めにより特定された週、日において法定労働時間を超えて労働させることができる。 （主な利用者：使用者、代理申請率：把握していない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	14	24	9,100 686	18,200	36,400
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.008	0.013	5.00 0.503	10.00	20.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	添付書類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	-			-	
	本人確認方法	本人による申請の場合 （紙の場合は事業主（代表者）印、労働組合印、個人印又は署名）	電子署名 （紙の場合は事業主（代表者）印、労働組合印、個人印又は署名）		-	
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名）	-		◎社会保険労務士が代行する手続に関し、事業主電子署名の省略を検討する（平成18年度～）。	
	手数料	オンライン手続の場合	-		-	
	紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
	紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		-	
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送も可）		-		
上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成22年度末までの出来限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。			◎リーフレットを活用し、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口で周知を図る。また、電子申請の利用促進をホームページで周知する（平成18～20年度）。（→平成18年7月までに、電子申請に関する利用者向けリーフレットを厚生労働省ホームページに掲載。また、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
その他	-			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中） ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanvous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 4

対象手続		時間外・休日労働に関する協定届					
年間平均申請件数		840,000件					
根拠法令・条項		労働基準法第36条第1項					
手続概要 (※主な利用者と代理申請率を明記)		使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、当該協定の範囲で法定労働時間を延長し、又は、休日に労働させることができる。 (主な利用者：使用者、代理申請率：把握していない)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数(件) (平成17年度までは実績)	32	1,555	42,000	84,000	168,000
		目標利用率(%) (平成17年度までは実績)	0.004	0.185	5.00		
				0.087			
		行動計画策定時(平成17年度末)の状況			改善方策の措置・具体的改善方策(実施時期)		
添付書類		-			-		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			-		
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 (紙の場合は事業主(代表者)印、労働組合印、個人印又は署名)			-		
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 (紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名)			◎社会保険労務士が代行する手続に関し、事業主電子署名の省略を検討する(平成18年度～)。		
手数料	オンライン手続の場合	-			-		
	紙による手続の場合(オフライン)	-			-		
処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	-			-		
	紙による手続の場合(オフライン)	-			-		
利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			-		
	紙による手続の場合(オフライン)	平日8時30分～17時(郵送も可)			-		
上記項目以外のインセンティブ措置		-			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する(平成18年度)。(→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。) ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施(既存税制で対応との結論)。		
システム改善		◎申請データ仕様の公開。			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する(平成18年度)。(→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。) ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する(最適化計画に基づき、平成22年度末までの出来る限り早期)。(→平成19年2月、ニーズ調査を実施。) ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする(平成18年度)。(→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。)		
広報・普及活動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。			◎リーフレットを活用し、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口で周知を図る。また、電子申請の利用促進をホームページで周知する(平成18～20年度)。(→平成18年7月までに、電子申請に関する利用者向けリーフレットを厚生労働省ホームページに掲載。また、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。) ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う(平成18年度)。(→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。) ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成、配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する(平成18年度)。(→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成、配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載、引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。) ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う(平成18年度)。(→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。) ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る(平成19年度)。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う(平成19年度)。		
その他		-			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する(平成18年中)。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanvous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 5

対象手続	概算・増加概算・確定保険料申告書							
年間平均申請件数	1,926,000件							
根拠法令・条項	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) 第15条、第16条、第19条、施行規則第24条第3項、第25条第3項、第33条第2項							
手続概要 (※主な利用者と代理申請率を明記)	事業主が、概算保険料、確定保険料等の申告を行う場合、原則毎年4月1日～5月20日までに所轄労働基準監督署、都道府県労働局若しくは金融機関へ提出する。 (主な利用者：事業主、代理申請率：－)							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数(件) (平成17年度までは実績)	439	1,116	192,600 8,757	385,200	770,400		
	目標利用率(%) (平成17年度までは実績)	0.02	0.060	10.00 0.46	20.00	40.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時(平成17年度末)の状況			改善方策の措置・具体的改善方策(実施時期)				
	添付書類	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況				-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名(紙の場合は記名押印(事業主(代表者)印)又は署名)				-	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名(紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名)				◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主署名に代わる措置として電子署名のほか、識別番号・暗証番号(ID・パスワード)の入力によることも可能とする(平成18年度)。(→平成18年度の労働保険年度更新より実施(平成18年4月)。引き続き平成19年度も実施。)	
	手数料	オンライン手続の場合	-				-	
		紙による手続の場合(オフライン)	-				-	
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	-				-	
		紙による手続の場合(オフライン)	-				-	
	利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				-	
		紙による手続の場合(オフライン)	平日8時30分～17時(郵送も可)				-	
上記項目以外のインセンティブ措置	-				◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する(平成18年度)。(→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。) ◎電子証明書取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施(既存規制で対応との結論) ◎電子申請時における保険料自動計算機能の構築を検討する(平成19年度中)。			
システムの改善	◎システム仕様未公開				◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする(平成19年度・e-Gov統合前の現行システムについても今年度中にシステムの仕様の公開を行う)。(→現行システムについてシステムの仕様を公開(平成18年3月31日)。) ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する(平成19年度)。(→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。) ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する(最適化計画に基づき、平成20年度末までのできる限り早期)。(→平成19年2月、ニーズ調査を実施。) ◎記入方法の説明をわかりやすい文言にするとともに、事業主記載欄と行政職員記載欄の区別をつきやすくする(最適化計画に基づき、平成22年度末までのできる限り早期)。 ◎業種が異なる同一事業者内での保険関係の一括を可能とする(最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期)。			
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。				◎全国社会保険労務士会連合会の広報誌等を利用し、社会保険労務士に対し電子申請の利用促進を行う(平成18年度)。(→平成18年5月、協力依頼を実施。) ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用促進を行う(平成18年度)。(→平成18年5月、協力依頼を実施。) ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する(平成18年度)。(→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。) ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う(平成18年度)。(→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう連携により指示。) ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封(平成19年2～3月)。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る(平成19年度)。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、労働保険適用帳簿、電子申請システムからの移行をスムーズに行う(平成19年度)。			
その他	-				※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する(平成18年中)。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			
労働保険適用徴収・電子申請システム			http://ip.roho-chosyu.mhlw.go.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 6

対象手続	概算保険料の延納の申請					
年間平均申請件数	1,926,000件					
根拠法令・条項	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第18条、同施行規則第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条					
手続概要 (※主な利用者と代理申請率を明記)	事業主が、納付すべき概算保険料が40万円(労災保険又は雇用保険いずれか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上等の場合、概算保険料申告書提出時に併せて延納申請をすることができる。 (主な利用者：事業主、代理申請率：-)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数(件) (平成17年度までは実績)	439	1,116	192,600 8,757	385,200	770,400
	目標利用率(%) (平成17年度までは実績)	0.02	0.06	10.00 0.46	20.00	40.00
目標達成に向けた 具体的な 措置内容	行動計画策定時(平成17年度末)の状況			改善方策の措置・具体的改善方策(実施時期)		
	添付書類	-				-
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	-				-
	本人確認方法	本人による申請の場合 電子署名 (紙の場合は記名押印(事業主(代表者)印)又は署名)	-			
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 (紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名)	◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主署名に代わる措置として電子署名のほか、識別番号・暗証番号(10・パスワード)の入力によることも可能とする(平成18年度)。(→平成18年度の労働保険年度更新より実施(平成18年4月)。引き続き平成19年度も実施。)			
	手数料	オンライン手続の場合 紙による手続の場合(オフライン)	-			
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合 紙による手続の場合(オフライン)	-			
	利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合 紙による手続の場合(オフライン)	24時間365日 平日8時30分～17時(郵送も可)			
	上記項目以外のインセンティブ措置	-				◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する(平成18年度)。(→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。) ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施(既存税制で対応との結論)。
	システムの改善	◎システム仕様未公開				◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする(平成19年度・e-Gov統合前の現行システムについても今年度中にシステムの仕様の公開を行う)。(→現行システムについてシステムの仕様を公開(平成18年3月31日)。) ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する(平成19年度)。(→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。) ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する(最適化計画に基づき、平成20年度末までのできる限り早期)。(→平成19年2月、ニーズ調査を実施。) ◎記入方法の説明をわかりやすい文言にするとともに、事業主記載欄と行政職員記載欄の区別をつきやすくする(最適化計画に基づき、平成22年度末までのできる限り早期)。 ◎業種が異なる同一事業者内での保険関係の一括を可能とする(最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期)。
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。				◎全国社会保険労務士会連合会の広報誌等を利用し、社会保険労務士に対し電子申請の利用促進を行う(平成18年度)。(→平成18年5月、協力依頼を実施。) ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用促進を行う(平成18年度)。(→平成18年5月、協力依頼を実施。) ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する(平成18年度)。(→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載、引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。) ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う(平成18年度)。(→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。) ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封(平成19年2～3月)。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る(平成19年度)。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、労働保険適用徴収・電子申請システムからの移行をスムーズに行う(平成19年度)。	
その他	-				※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する(平成18年中) ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	
労働保険適用徴収・電子申請システム		http://ip.roho-chosvu.mhlw.go.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 7

対 象 手 続		労働保険事務の処理の委託				
年 間 平 均 申 請 件 数		262,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) 第33条第1項、同施行規則第60条第1項				
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)		労働保険事務組合が、労働保険事務の処理を受託したときに、労働基準監督署長又は公共職業安定所長を経由して都道府県労働局長へ提出する。 (主な利用者：労働保険事務組合)				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数(件) (平成17年度までは実績)	1	3	2,620 13	13,100	52,400
	目標利用率(%) (平成17年度までは実績)	0.0004	0.001	1.00 0.006	5.00	20.00
行動計画策定時(平成17年度末)の状況			改善方策の措置・具体的改善方策(実施時期)			
添 付 書 類		-				
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 (紙の場合は記名押印(事業主・労働保険事務組合代表者印)又は署名)				-
	代理人による申請の場合	-				-
手 数 料	オンライン手続の場合	-				-
	紙による手続の場合(オフライン)	-				-
処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	-				-
	紙による手続の場合(オフライン)	-				-
利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				-
	紙による手続の場合(オフライン)	平日8時30分～17時(郵送も可)				-
上記項目以外のインセンティブ措置		-				◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する(平成18年度)。(→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。) ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施(既存税制で対応との結論)。
システムの改善		◎システム仕様未公開				◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする(平成19年度・e-Gov統合前の現行システムについても今年度中にシステムの仕様の公開を行う)。(→現行システムについてシステムの仕様を公開(平成18年3月31日)。 ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する(平成19年度)。(→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。) ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する(最適化計画に基づき、平成20年度末までのできる限り早期)。(→平成19年2月、ニーズ調査を実施。) ◎記入方法の説明をわかりやすい文言にするとともに、事業主記載欄と行政職員記載欄の区別をつきやすくする(最適化計画に基づき、平成22年度末までのできる限り早期)。
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。				◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用促進を行う(平成18年度)。(→平成18年5月、協力依頼を実施。) ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する(平成18年度)。(→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。) ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封(平成19年2～3月)。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る(平成19年度)。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、労働保険適用徴収・電子申請システムからの移行をスムーズに行う(平成19年度)。
そ の 他		-				※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する(平成18年中)。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No.8

対象手続	保険関係成立届					
年間平均申請件数	325,000件					
根拠法令・条項	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第4条の2第1項、同施行規則第4条					
手続概要 (※主な利用者と代理申請率を明記)	事業者が、保険成立した(労働者を使用することとなった)日から10日以内に、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長へ届ける。 (主な利用者: 事業主、代理申請率: -)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数(件) (平成17年度までは実績)	414	621	3,250 768	16,250	65,000
	目標利用率(%) (平成17年度までは実績)	0.13	0.19	1.00 0.28	5.00	20.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時(平成17年度末)の状況			改善方策の措置・具体的改善方策(実施時期)		
	添付書類	-				-
	本人確認方法	電子署名 (紙の場合は記名押印(事業主(代表者)印)又は署名) 本人による申請の場合 代理人による申請の場合 (紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名)				-
	手数料	オンライン手続の場合 紙による手続の場合(オフライン)				-
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合 紙による手続の場合(オフライン)				-
	利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合 紙による手続の場合(オフライン)				24時間365日 平日8時30分~17時(郵送も可)
	上記項目以外のインセンティブ措置	-				◎利用者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する(平成18年度)。(→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。) ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施(既存税制で対応との結論)。
	システムの改善	◎システム仕様未公開				◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする(平成19年度・e-Gov統合前の現行システムについても今年度中にシステムの仕様の公開を行う)。(→現行システムについてシステムの仕様を公開(平成18年3月31日)) ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する(平成19年度)。(→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。) ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する(最適化計画に基づき、平成20年度末までの限り早期)。(→平成19年2月、ニーズ調査を実施。) ◎記入方法の説明をわかりやすい文言にするとともに、事業主記載欄と行政職員記載欄の区別をつきやすくする(最適化計画に基づき、平成22年度末までの限り早期) ◎業種が異なる同一事業者内での保険関係の一括を可能とする(最適化計画に基づき、平成23年度末までの限り早期)。 ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める(平成20年度より)。(→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。)
	広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。				◎全国社会保険労務士会連合会の広報誌等を利用し、社会保険労務士に対し電子申請の利用促進を行う(平成18年度)。(→平成18年5月、協力依頼を実施。) ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向け情報を掲載する(平成18年度)。(→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載、引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。) ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う(平成18年度)。(→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。) ◎社会保険及び労働関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封(平成19年2~3月)。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る(平成19年度) ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、労働保険適用徴収・電子申請システム及び厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う(平成19年度)。
	その他	-				◎社会保険との事業場(事業所)コードの共通化に向けた検討を進める。(平成23年度末までの限り早期)。(→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。) ◎オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する(平成18年中)。 ◎地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。
労働保険適用徴収・電子申請システム	http://ip.roho-ehosyu.mhlw.go.jp/					
厚生労働省電子申請・届出システム(グループ申請)	http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 9

対象手続	名称・所在地等変更届						
年間平均申請件数	161,000件						
根拠法令・条項	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第2項、同施行規則第5条						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	事業主が、事業の名称・所在地等に変更があった場合、変更があった日の翌日から10日以内に、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長へ届け出る。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	140	175	1,610 327	8,050	32,200	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.09	0.11	1.00 0.24	5.00	20.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類			－			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名（紙の場合は記名押印（事業主（代表者）印）又は署名）				－
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名（紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名）				－
	手数料	オンライン手続の場合	－				－
		紙による手続の場合（オフライン）	－				－
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－				－
		紙による手続の場合（オフライン）	－				－
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				－
紙による手続の場合（オフライン）		平日8時30分～17時（郵送も可）				－	
上記項目以外のインセンティブ措置			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正案を実施（既存税制に対応の結論）。				
システムの改善			◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成19年度・e-Gov統合前の現行システムについても今年度中にシステムの仕様の公開を行う）。（→現行システムについてシステムの仕様を公開（平成18年3月31日）） ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成19年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までのできる限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎記入方法の説明をわかりやすい文言にするとともに、事業主記載欄と行政職員記載欄の区別をつきやすくする（最適化計画に基づき、平成22年度末までのできる限り早期）。 ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るための、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）				
広報・普及活動			◎全国社会保険労務士会連合会の広報誌等を利用し、社会保険労務士に対し電子申請の利用促進を行う（平成18年度）。（→平成18年5月、協力依頼を実施。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用促進を行う（平成18年度）。（→平成18年5月、協力依頼を実施。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更新の周知を図る（平成19年度） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、労働保険適用徴収・電子申請システム及び厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
その他			◎社会保険との事業場（事業所）コードの共通化に向けた検討を進める（平成20年度末までのできる限り早期）（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国、地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。				
労働保険適用徴収・電子申請システム			http://ip.roho-chosyu.mhlw.go.jp/				
厚生労働省電子申請・届出システム（グループ申請）			http://hanvous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 10

対象手続	休業補償給付の請求／休業特別支給金の申請							
年間平均申請件数	673,000件							
根拠法令・条項	労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第14条（同法施行規則第13条）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条）							
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	業務上負傷し又は疾病にかかって療養のために働けず、賃金を受けない日が4日以上に及ぶ時、被災労働者本人が、休業日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に休業補償給付の支給の請求を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請率：集計していない）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	13,460 1	20,190	53,840		
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	2.00 0.0002	3.00	8.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
	添付書類	①「厚生年金保険の障害厚生年金等」の支給額を証明することができる書類（「厚生年金保険の障害厚生年金等」が支給される場合）（オンライン化済）			—			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①厚生年金等との併給調整を行うため。			—			
	本人確認方法	本人による申請の場合	被災労働者（申請者）、事業主：電子署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名） 診療担当者（医師等）：記名押印又は自筆による署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			◎医師等診療担当者における電子証明書が開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名（紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			—		
	手数料	オンライン手続の場合	—			—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1か月。ただし、疾病に係るものは6か月。また、疾病のうち包括的救済規定に係るものは標準処理期間の定めはない。なお、「休業特別支給金の申請」については、当該支給金の支給が労働福祉事業であることから標準処理期間の定めはない。（標準処理期間）			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
		紙による手続の場合（オフライン）	—			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送可）			—			
上記項目以外のインセンティブ措置	—			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。				
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）				
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→平成18年7月、電子申請リーフレットについて厚生労働省ホームページに掲載。また、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を發出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
その他	—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 11

対象手続	未支給の保険給付支給の申請／未支給の特別支給金支給の申請						
年間平均申請件数	4,800件						
根拠法令・条項	労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第11条（同法施行規則第10条）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第15条）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請者を明記）	労災保険給付等を受ける権利のある人が死亡した時に、死亡した人と死亡当時に生計を同じくしていた人が、所轄の労働基準監督署長に未支給の保険給付支給等の請求を行う。 （主な利用者：支給権者の遺族、代理申請者：兼計していない）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月までの実績	年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	96 0	144	384	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	2.00 0	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	①死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項の市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類（オンライン化未対応） ②戸籍謄本又は抄本（オンライン化未対応） ③事実婚関係を証明する書類（遺族（補償）年金以外の保険給付であり、事実婚関係にあった場合）（オンライン化未対応） ④同一生計を証明する書類（遺族（補償）年金以外の保険給付の場合）（オンライン化未対応） ⑤診断書（障害の状態にある場合）（オンライン化未対応） ⑥死亡した受給権者が未支給の保険給付の支給を請求することとした場合に提出すべき書類その他の資料（死亡した者が死亡前にその保険給付を請求していなかった場合）（オンライン化未対応）			◎医師等診療担当者における電子証明書が開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）。（平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。） ◎戸籍謄抄本については、市町村長が発行したものであるという原本性が確保された後において、必要な措置を検討する。		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①被災労働者が死亡したことの確認を行うため。 ②、③申請者と死亡した受給権者との身分関係の確認を行うため。 ④申請者が被災労働者と同一生計にあったことの確認を行うため。 ⑤申請者が障害の状態にあることの確認を行うため。 ⑥死亡した被災労働者が保険給付の受給権者であったこと及びその場合の給付額を個々の給付に応じて確定させるため。 【オンライン化できない理由】 ①～⑥不正受給防止の観点から事実確認を厳正に行う必要があるため。					
	本人確認方法	本人による申請の場合 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名）	受給権者の遺族（申請者）、事業主：電子署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			◎医師等診療担当者における電子証明書が開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）。（平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名（紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			-	
	手数料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	死亡した者に対して支給すべき保険給付の種類による。ただし、支給決定があったが支払われていないものについては1か月とする。なお、「未支給の特別支給金支給の申請」については、当該支給金の支給が労働福祉事業であることから標準処理期間の定めはない。（標準処理期間）			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			-	
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送も可）			-		
上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来限り早期）。（平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効果的に進めるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）			
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（平成19年2月に、各都道府県労働局に対して、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに利用者向け情報を掲載する（平成18年度）。（平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載、引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	-			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を示す（平成18年中）。 ※・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 12

対象手続	年金たる保険給付の受給権者の定期報告					
年間平均申請件数	178,000件					
根拠法令・条項	労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第12条の7（同法施行規則第21条）					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	労災年金受給権者が、厚生労働省から送付する定期報告書で明記されている必要な書類を添付して、生年月日により6月末または10月末までに、年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に提出する。（主な利用者：年金受給権者、代理申請率：集計していない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	3,560 0	5,340	14,240
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	2.00 0	3.00	8.00
添付書類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	<p>①障害（補償）年金の受給権者：住民票の写し又は戸籍抄本（オンライン化未対応）</p> <p>②遺族（補償）年金の受給権者：戸籍謄本又は抄本（オンライン化未対応）</p> <p>③遺族（補償）年金の受給権者：同一生計を証明する書類（オンライン化未対応）</p> <p>④遺族（補償）年金の受給権者かつ障害の状態にある者の場合又は、傷病（補償）年金の受給権者：診断書（オンライン化未対応）</p> <p>⑤労災年金と同一の事由により厚生年金等が支給されている場合：厚生年金等の支給額を証明することができる書類（オンライン化済）</p>			<p>◎医師等診療担当者における電子証明書が開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）</p> <p>◎戸籍謄抄本については、市町村長が発行したものであるという原本性が確保された後において、必要な措置を検討する。</p> <p>◎添付書類の省略について検討した結果、平成23年度中の導入に向けて実施方式を検討する。</p>		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部関係者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】					
	<p>①被災労働者が生存していることの確認を行うため。</p> <p>②申請者と死亡した被災労働者との身分関係の確認を行うため。</p> <p>③申請者が被災労働者と同一生計にあったことの確認を行うため。</p> <p>④申請者が一定の障害の状態にあることの確認を行うため。</p> <p>⑤厚生年金等との併給調整を行うため。</p> <p>【オンライン化できない理由】</p> <p>①～④不正支給防止の観点から事実確認を厳正に行う必要があるため。</p>					
本人確認方法	本人による申請の場合	年金受給権者（申請者）：電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名）				—
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）				—
手数料	オンライン手続の場合	—				—
	紙による手続の場合（オフライン）	—				—
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—				◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）
	紙による手続の場合（オフライン）	—				◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				—
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送も可）				—
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置					◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。）
システムの改善	◎申請データ仕様の公開					◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。）
	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。					◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来の限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。）
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。					◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）
	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。					◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。）
その他	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。					◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。）
	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。					◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。）
◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。					◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。）	
◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。					◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）	
◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。					◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）	
◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。					◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。					※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を示す（平成18年中）。	
◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。					※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	
厚生労働省電子申請・届出システム			http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/cm/html/CRNMenuFrame.html			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 13

対象手続		療養補償給付たる療養の費用の請求				
年間平均申請件数		243,000件				
根拠法令・条項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第13条（同法施行規則第12条の2）				
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		業務上負傷し又は疾病にかかり、労災指定病院等以外の病院や診療所、薬局に行った時、柔道整復士から手当を受けた時、はり師及びきゅう師、あん摩マッサージ指圧師から手当を受けた時、労災指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業者による訪問看護を受けた時、被災労働者本人が、療養の費用を支払った翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に療養の費用の支給の請求を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請率：集計していない）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	4,860 0	7,290	19,440
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	2.00 0	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類		①看護又は移送に要した費用の額を証明することができる書類（「療養に要した費用の額」が看護又は移送に要した費用の額を含む場合）（オンライン化未対応）			—
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①領収書等については、当該保険給付の真正性を確保し、費用の額を確定するために必要としている。 【オンライン化できない理由】 ①不正受給防止の観点から事実確認を厳正に行う必要があり、タクシーの領収書等を必要としている。			—
	本人確認方法	本人による申請の場合	被災労働者（申請者）、事業主：電子署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名） 診療担当者（医師等）：記名押印又は自筆による署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			◎医師等診療担当者における電子証明書が開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）。（←平成19年度より保健医療福祉分野におけるPII認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名（紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			—
	手数料	オンライン手続の場合	—			—
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1か月。ただし、疾病に係るものは6か月。また、疾病のうち包括的救済規定に係るものは標準処理期間の定めはない。（標準処理期間）			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（←省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）
		紙による手続の場合（オフライン）	—			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（←省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—
紙による手続の場合（オフライン）		平日8時30分～17時（郵送も可）			—	
上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（←平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
システムの改善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（←電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最速化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（←平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（←平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）	
広報・普及活動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（←都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（←平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（←平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（←厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
その他		—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 14

対象手続	療養給付たる療養の給付の請求						
年間平均申請件数	78,000件						
根拠法令・条項	労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第22条（同法施行規則第18条の5第1項）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	通勤によって負傷し又は疾病にかかり、労災病院や労災指定病院等で療養の給付を受けようとするとき、被災労働者本人が、治療を受けている病院等を経由して所轄の労働基準監督署長に療養給付の請求を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請率：集計していない）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	2	1,560 0	2,340	6,240	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0.003	2.00 0	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	-			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	-			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	被災労働者（申請者）、事業主、医療機関：電子署名（被災労働者、事業主：紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			-	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名（紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			-	
	手数料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1か月（標準処理期間）			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（←省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（←省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			-	
紙による手続の場合（オフライン）		平日8時30分～17時（郵送可）			-		
上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（←平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（←電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（←平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（←平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）			
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（←都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（←平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引き書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引き書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（←平成19年1月、電子申請に関する手引き書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（←厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	-			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 15

対象手続	療養給付たる療養の費用の請求						
年間平均申請件数	25,000件						
根拠法令・条項	労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第22条（同法施行規則第18条の6第1項）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	通勤により負傷又は疾病にかかり、労災指定病院等以外の病院や診療所、薬局に行った時、柔道整復士から手当を受けた時、はり師及びきゅう師、あん摩マッサージ指圧師から手当を受けた時、労災指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業者による訪問看護を受けた時、被災労働者本人が、療養の費用を支払った日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に療養の費用の支給の請求を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請率：集計していない）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	500 0	750	2,000	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	2.00 0	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類	①看護又は移送に要した費用の額を証明することができる書類（「療養に要した費用の額」が看護又は移送に要した費用の額を含む場合）（オンライン化未対応）			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①領収書等については、当該保険給付の真正性を確保し、費用の額を確定するために必要としている。 【オンライン化できない理由】 ①不正受給防止の観点から事実確認を厳正に行う必要があり、タクシーの領収書等を必要としている。			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	被災労働者（申請者）、事業主：電子署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名） 診療担当者（医師等）：記名押印又は自筆による署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			◎医師等診療担当者における電子証明書が開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名（紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			-	
	手数料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1か月（標準処理期間）			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			-	
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送も可）			-		
	上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最速化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
	広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。		
	その他	-			◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。 ※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 16

対象手続		休業給付の請求／休業特別支給金の申請							
年間平均申請件数		53,000件							
根拠法令・条項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第22条の2（同法施行規則第18条の7）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条）							
手続概要 （※主な利用者と代理申請書を明記）		通勤により負傷し又は疾病にかかって療養のために働けず、賃金を受けない日が4日以上に及ぶ時、被災労働者本人が、休業日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に休業給付の支給の請求を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請書：集計していない）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	2	1,060 1	1,590	4,240		
		目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0.004	2.00 0.003	3.00	8.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
		添付書類		①「厚生年金保険の障害厚生年金等」の支給額を証明することができる書類（「厚生年金保険の障害厚生年金等」が支給される場合）（オンライン化済）			-		
		添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①厚生年金等との併給調整を行うため。			-		
		本人確認方法		被災労働者（申請者）、事業主：電子署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名） 診療担当者（医師等）：記名押印又は自筆による署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			◎医師等診療担当者における電子証明書が開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。向認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
		本人による申請の場合		申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名（紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			-		
		代理人による申請の場合		-			-		
		手数料		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）			-		
		処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）			1か月。なお、「休業特別支給金の申請」については、当該支給金の支給が労働福祉事業であることから標準処理期間の定めはない。（標準処理期間）		
		利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）			24時間365日 平日8時30分～17時（郵送も可）		
		上記項目以外のインセンティブ措置		-			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要案を実施（既存税制で対応との結論）		
システムの改善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来の限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）				
広報・普及活動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
その他		-			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 17

対象手続	特別加入脱退の申請							
年間平均申請件数	439,000件							
根拠法令・条項	労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第35条（同法施行規則第46条の23）、労働者災害補償保険法第36条（同法施行規則第46条の25の2）、労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の21）							
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	特別加入者である中小事業主等が特別加入を脱退したいときには、特別加入者が脱退を希望するとき速やかに、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入脱退申請書の提出を行う。 （主な利用者：中小事業主等、代理申請率：集計していない）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	1	21,950 0	43,900	87,800		
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0.0002	5.00 0	10.00	20.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
	添付書類	-			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	中小事業主等（申請者）：電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			-		
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			◎労働保険事務組合が手続を行う場合に関し、事業主電子署名の省略を検討する（平成18年度～）。		
	手数料	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	15日（標準処理期間）			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送可）			-		
上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。				
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応をべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）				
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用の促進を行う（平成18～20年度）。（→平成18年5月、協力依頼を実施。） ◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。				
その他	-			◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
	-			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 18

対象手続		中小事業主等特別加入の申請					
年間平均申請件数		305,000件					
根拠法令・条項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第34条（同法施行規則第46条の19第1項）					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している中小事業主が、特別加入の承認申請を行うときには、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入申請書の提出を行う。 （主な利用者：中小事業主、代理申請率：集計していない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	1	15,250 0	30,500	61,000
		目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0.0003	5.00 0	10.00	20.00
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添付書類		-					
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-					
本人確認方法	本人による申請の場合	中小事業主（申請者）、労働保険事務組合：電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名）				-	
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）				◎労働保険事務組合が手続を行う場合に関し、事業主電子署名の省略を検討する（平成18年度～）。	
手数料	オンライン手続の場合	-					
	紙による手続の場合（オフライン）	-					
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	2か月（標準処理期間）				◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）	
	紙による手続の場合（オフライン）	-				◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）	
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				-	
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送可も）				-	
上記項目以外のインセンティブ措置		◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。					
システム改善		◎申請データ仕様の公開				◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）	
広報・普及活動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。				◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用の促進を行う（平成18～20年度）。（→平成18年5月、協力依頼を実施。） ◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を發出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
その他		-				※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 19

対象手続	中小事業主等特別加入変更の届出						
年間平均申請件数	305,000件						
根拠法令・条項	労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第34条（同法施行規則第46条の19）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	特別加入者である中小事業主等が、事業主の氏名、事業主が行う事業に従事する者の氏名、従事する業務又は作業の内容及び事業主と事業主の行う事業に従事する者との関係に変更があったときに、変更事由が生じたとき遅滞なく、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入に関する変更届の提出を行う。 （主な利用者：中小事業主、代理申請率：集計していない）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	15,250 0	30,500	61,000	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	5.00 0	10.00	20.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	-			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	-			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	中小事業主（申請者）：電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			-	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			◎労働保険事務組合が手続を行う場合に関し、事業主電子署名の省略を検討する（平成18年度～）。	
	手数料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			-	
紙による手続の場合（オフライン）		平日8時30分～17時（郵送も可）			-		
上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）			
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用して、労働保険事務組合に対し電子申請の利用の促進を行う（平成18～20年度）。（→平成18年5月、協力依頼を実施。） ◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を発出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署・公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	-			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			

厚生労働省電子申請・届出システム

<http://hanvous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html>

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 20

対象手続	療養補償給付たる療養の給付の請求						
年間平均申請件数	621,000件						
根拠法令・条項	労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第13条（同法施行規則第12条）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	業務上負傷し又は疾病にかかり、労災病院や労災指定病院等で療養の給付を受けようとするとき、被災労働者本人が、治療を受けた日の翌日から2年以内に、治療を受けている病院等を経由して所轄の労働基準監督署長に療養補償給付の請求を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請率：集計していない）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	1	12,420 0	18,630	49,680	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0.0002	2.00 0	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	-			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合 （被災労働者、事業主：紙の場合は記名押印又は自筆による署名） 代理人による申請の場合 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			-		
	手数料	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）			1か月。ただし、疾病に係るものは6か月。また、疾病のうち包括的救済規定に係るものは標準処理期間の定めはない。（標準処理期間） ◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。） ◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）			24時間365日 平日8時30分～17時（郵送可）		
	上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
	広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を進行（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	その他	-			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を示す（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

厚生労働省電子申請・届出システム

<http://hanvous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html>

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 21

対象手続	療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）の届出						
年間平均申請件数	295,000件						
根拠法令・条項	労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第12条の7（同法施行規則第12条第3項）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	業務上負傷し又は疾病にかかり療養補償給付を受けている人が、指定病院等を変更するとき、被災労働者本人が、変更した病院・診療所・薬局を経由し所轄の労働基準監督署に、療養の給付を受ける指定病院等（変更）届の提出を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請率：集計していない）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	5,900 0	8,850	23,600	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	2.00 0	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	-				-	
	本人確認方法	本人による申請の場合	被災労働者（申請者）、事業主、医療機関：電子署名（被災労働者、事業主：紙の場合は記名押印又は自筆による署名）				-
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名（紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）				-
	手数料	オンライン手続の場合	-				-
		紙による手続の場合（オフライン）	-				-
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-				◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）
		紙による手続の場合（オフライン）	-				◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				-
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送も可）				-
上記項目以外のインセンティブ措置	-				◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
システムの改善	◎申請データ仕様の公開				◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。				◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
その他	-				※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 22

対象手続	労働者死傷病報告					
年間平均申請件数	132,000件					
根拠法令・条項	労働安全衛生規則（労働安全衛生法）第97条第1項					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建築物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 （主な利用者：事業者、代理申請率：0%）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	4	0	6,600 3	13,200	26,400
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.003	0	5.00 0.003	10.00	20.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類			①災害発生状況略図（オンライン化済）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			②申請書の記載内容をもって、状況等の内容を理解できる場合において、略図ファイルの添付を不要とするなどにより電子化を推進する（平成18年度）。（一略図ファイルの添付に代えて、デジタルカメラ等で撮影した画像ファイル等災害発生状況等を理解することが可能なものを添付することで差し支えない旨を厚生労働省ホームページの手続案内等を通して周知させることにより、電子化を推進する。）		
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は事業者印）	◎あらゆるリスクと利便性とを比較衡量のうえ、より簡易な方法を採用する等について検討する（平成18年度～）。（一より簡易な方法について情報を収集しており、より簡易な方法を採用する等について平成19年度も引き続き検討する。）		
		代理人による申請の場合	事業者の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は事業者印と代理人の署名）	◎あらゆるリスクと利便性とを比較衡量のうえ、より簡易な方法を採用する等について検討する（平成18年度～）。（一より簡易な方法について情報を収集しており、より簡易な方法を採用する等について平成19年度も引き続き検討する。） ◎社会保険労務士が代行する手続に關し、事業主電子署名の省略を検討する（平成18年度～）。		
	手数料	オンライン手続の場合	—	—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—	—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—	—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—	—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日	—		
紙による手続の場合（オフライン）		平日8時30分～17時（郵送可）	—			
上記項目以外のインセンティブ措置	—			◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（一電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成22年度末までの出来る限り早期）。（一平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（一平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。			◎リーフレットを活用し、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口で周知を図る。また、電子申請の利用促進をホームページで周知する（平成18～20年度）。（一平成18年7月までに、電子申請に関する利用者向けリーフレットを厚生労働省ホームページに掲載。また、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（一平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を發出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（一厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
その他	—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を示す（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 23

対象手続	雇用保険被保険者資格取得届						
年間平均申請件数	7,225,000件						
根拠法令・条項	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第6条						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	事業者が、その雇用する労働者が当該事業主の行う通業に係る被保険者になった場合、その者について、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌10日までに、「雇用保険被保険者資格取得届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：労働保険事務組合が事業主から委託を受けて行う場合及び社会保険労務士が提出代行等する場合 約4割）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1,422	4,072	722,500 6,995	1,445,000	2,167,500	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.019	0.053	10.00 0.107	20.00	30.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	①雇用保険被保険者証（過去に交付されている場合）（オンライン化未対応） ②雇入れの事実、雇入れ日及び雇入れ時の年齢が確認できる書類（労働者名簿、出勤簿、タイムカード、辞令、資金台帳、他の社会保険の資格取得関係書類等）（オンライン化済） ③雇用形態、所定労働時間、雇用契約期間が確認できる書類（雇用契約書、雇入通知書、就業規則等）（雇用保険被保険者資格取得届の個別様式の12欄で「4その他」以外を選択した場合又は17欄で「1有」を選択した場合）（オンライン化済） ④派遣元管理台帳（被保険者が一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者の場合）（オンライン化済）			◎一定数以上の被保険者を雇用していること等を要件として、安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる事業者等から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。 （→平成18年4月に措置済） ◎さらに、照会省略の対象事業主等でない場合であっても、電子申請の際には一定期間の届出事後に確認する等により添付書類を要しない仕組みを検討する（平成18年度中に措置）。（→現在検討中。平成19年度中に措置予定） ◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。）		
	本人確認方法	本人による申請の場合 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分定るものであれば種類を問わない）） ◎労働保険事務組合が委託を受けて行う場合 ◎労働保険事務組合の電子署名のみ（紙の場合は労働保険事務組合の記名押印又は自筆による署名） ◎社会保険労務士が提出代行等する場合 ◎社会保険労務士の電子署名（紙の場合は事業主及び社会保険労務士の記名押印又は自筆による署名）			◎利用者アンケートの検討結果も踏まえ、一定の期間を定めて試験的に電子署名に代わる措置として識別番号・暗証番号（ID・パスワード）を付与する（社労士の提出代行の場合については措置後、順次実施）。 ◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中）		
	手数料	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）			-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）			24時間365日 平日8:30～17:00		
	上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存制で対応との結論）。		
	システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡充する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎複数の者に係る同一の申請を同時に、又は断続的に繰り返す際の重複記載項目については、入力や何れも行う必要がないなどの入力のしやすさを考慮した申請書等作成支援の仕組みを検討し、整備する（最適化計画に基づき、平成23年度末までの予定（早期））。（→平成18年度中に計画に基づき、平成19年度からの実施を検討中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口が廃止となり、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までの予定（早期））。（→職業安定業務の業務・システム最適化計画において検討中。） ◎社会保険庁ヘルプデスクにおいて、グループ申請等に係る操作方法の問い合わせにも対応する（平成18年度）。（→従来より対応中。引き続き平成19年度においても対応。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）		
	広報・普及活動	-			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用補助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに電子申請の手引書その他の利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成18年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成（年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）		
	その他	-			◎事業所番号について労働保険番号との共有化について検討を行う（平成18年中に連携方法を具体化し、定量的な効果についても結論）。（→平成18年12月に中間報告を取りまとめ、省内にて報告済。引き続き、整理した考えに基づき、省内関係部局と検討を実施。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討） ◎オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。		

<p>対 象 手 続</p>	<p>雇用保険被保険者資格喪失届</p>					
<p>年 間 平 均 申 請 件 数</p>	<p>6,775,000件 うち電子申請が可能なもの 2,517,000件</p>					
<p>根 拠 法 令 ・ 条 項</p>	<p>雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第7条</p>					
<p>手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）</p>	<p>事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなった場合、その者について、被保険者でなくなった事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者資格喪失届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、離職票の交付を必要としないうちのみ電子申請が可能。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：労働保険事務組合が事業主から委託を受けて行う場合及び社会保険労務士が提出代行等する場合 約4割）</p>					
<p>目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績</p>	<p>年 度</p>	<p>平成16</p>	<p>平成17</p>	<p>平成18</p>	<p>平成19</p>	<p>平成20</p>
<p>目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）</p>	<p>644</p>	<p>1,472</p>	<p>251,700</p>	<p>1,854</p>	<p>503,400</p>	<p>755,100</p>
<p>目標利用率（%） （平成17年度までは実績）</p>	<p>0.025</p>	<p>0.055</p>	<p>10.00</p>	<p>0.084</p>	<p>20.00</p>	<p>30.00</p>
<p>添 付 書 類</p>	<p>行動計画策定時（平成17年度末）の状況</p> <p>①資格喪失の事実、資格喪失日及び資格喪失の状況が確認できる書類（貸金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード、他の社会保険の被保険者資格喪失関係書類、雇用契約書、辞令、就業規則・労使協定等）（オンライン化済） ②離職者が離職票不要の旨を記載した書面（離職票が不要の場合であっても、資格喪失届に離職者の電子署名がない場合）（オンライン化未対応） ③離職者の居所不明等のため、離職者の押印等を求めることは困難であるが離職票不要と認められる旨を記載した書面（届出後に被保険者でなくなった方の電子署名が付与できない場合）（オンライン化済）</p> <p>改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）</p> <p>①一定数以上の被保険者を雇用していること等を要件として、安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる事業主等から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済） ②さらに、照会省略の対象事業主等でない場合であっても、電子申請の際に一定期間の届出を事後に確認する等により添付書類を要さない仕組みを検討する（平成18年度中に措置）。（→現在検討中、平成19年度中に措置予定。） ③添付書類のうち、②及び③は不要とする（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済）</p>					
<p>本人確認方法</p>	<p>電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分なものあれば種類を問わない））</p> <p>①労働保険事務組合が委託を受けて行う場合 労働保険事務組合の電子署名のみ（紙の場合は労働保険事務組合の記名押印又は自筆による署名） ②社会保険労務士が提出代行等を行う場合 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名（紙の場合は事業主及び社会保険労務士の記名押印又は自筆による署名）</p> <p>◎利用者アンケートの検討結果も踏まえ、一定の期間を定めて試験的に電子署名に代わる措置として識別番号・暗証番号（ID・パスワード）を付与する（社労士の提出代行の場合については措置後、順次実施）。</p> <p>◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年8月からの実施を検討中）</p>					
<p>手 数 料</p>	<p>オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）</p> <p>—</p>					
<p>処理時間 （申請者への回答までの時間）</p>	<p>オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）</p> <p>—</p>					
<p>利用（申請等）可能な期間・時間帯</p>	<p>オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）</p> <p>24時間365日 平日8:30～17:00</p>					
<p>上記項目以外のインセンティブ措置</p>	<p>◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要案を実施（既存税制で対応との結論）。</p>					
<p>システム改善</p>	<p>◎申請データ仕様の公開</p> <p>◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎複数の者に係る同一の申請を同時に、又は断続的に繰り返し行う際の重複記載項目については、入力を何度も行う必要がないなどの入力しやすさを考慮した申請書等作成支援の仕組みを検討し、整備する（最適化計画に基づき、平成23年度末までの予定、限り早期）。（→福京媒体圖書作成プログラムへの追加について、平成19年8月からの実施を検討中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口が端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までの予定、限り早期）。（→職業安定所関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。） ◎社会保険ヘルプデスクにおいて、グループ申請等に係る操作方法の問い合わせにも対応する（平成18年度）。（→従来より対応中。引き続き平成18年度においても対応。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考えを整理した上で検討を行う。）</p>					
<p>広報・普及活動</p>	<p>◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係る不特定多数の提示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じて電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。</p>					
<p>そ の 他</p>	<p>◎事業所番号について労働保険番号との共有化について検討を行う（平成18年中に連携方式を具体化し、定量的な効果についても結論）。（→平成18年12月に中間報告を取りまとめ、省内にて報告済。引き続き、整理した考え方に基づき、省関係部局と検討を実施） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討） ◎オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を示明する（平成18年中） ※オンライン利用率の設定に当たっては、電子申請が可能なものを分母として算出している。</p>					
<p>厚生労働省電子申請・届出システム</p>	<p>http://hanyou.mhlw.go.jp/shinsai/crm/html/CRNMenuFrame.html</p>					

対象手続		雇用保険被保険者証の再交付の申請					
年間平均申請件数		411,000件					
根拠法令・条項		雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者が、雇用保険被保険者証を滅失又は損傷した場合、「雇用保険被保険者証再交付申請書」を公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：ほとんどない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	7	15	10,275 7	20,550	30,825
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.002	0.004	2.50 0.002	5.00	7.50
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添付書類		①損傷した雇用保険被保険者証（損傷の場合のみ）（オンライン化未対応）			◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-					
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			-		
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			-		
手数料	オンライン手続の場合	-			-		
	紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	原則として即時処理			-		
	紙による手続の場合（オフライン）	原則として即時処理			-		
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			-		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00			-		
上記項目以外のインセンティブ措置		-			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。）		
システムの改善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）		
広報・普及活動		-			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続の利便性を高めるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
その他		-			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 26

対象手続	雇用保険被保険者区分変更届					
年間平均申請件数	151,000件					
根拠法令・条項	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第12条の2					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	事業主が、その雇用する被保険者について被保険者区分の変更が生じた場合、その者について、被保険者区分の変更が生じた日の属する月の翌月10日までに、「雇用保険被保険者区分変更届」を、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：労働保険事務組合が事業主から委託を受けて行う場合及び社会保険労務士が提出代行等する場合 約4割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	17	23	15,100 51	30,200	45,300
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.011	0.014	10.00 0.035	20.00	30.00
添付書類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	①雇用保険被保険者証（オンライン化未対応） ②区分変更に関する事実の発生状況及び被保険者区分の変更年月日が確認できる書類（辞令、就業規則、雇用契約書、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等）（オンライン化済）			◎一定数以上の被保険者を雇用していること等を要件として、安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる事業主等から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済。） ◎さらに、照会省略の対象事業主等でない場合であっても、電子申請の際には一定期間の届出を事後に確認する等により添付書類を要さない仕組みを検討する（平成18年度中に措置）。（→現在検討中。平成19年度中に措置予定。） ◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	-					
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分なものであれば種類を問わない））			◎利用者アンケートの検討結果も踏まえ、一定の期間を定めて試験的に電子署名に代わる措置として識別番号・暗証番号（ID・パスワード）を付与する（社労士の提出代行の場合について措置後、順次実施）。	
	代理人による申請の場合	◎労働保険事務組合が委託を受けて行う場合 労働保険事務組合の電子署名のみ（紙の場合は労働保険事務組合の記名押印又は自筆による署名） ◎社会保険労務士が提出代行等する場合 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名（紙の場合は事業主及び社会保険労務士の記名押印又は自筆による署名）			◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度中に措置）。（→平成19年9月からの実施を検討中）	
手数料	オンライン手続の場合	-				
	紙による手続の場合（オフライン）	-				
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-				
	紙による手続の場合（オフライン）	-				
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30~17:00				
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置	◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。				
システムの改善	◎申請データ仕様の公開	◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までの限り早期）。（→職業安定業務の業務・システム最適化計画において検討中。）				
	-	◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済。） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2~3月）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
広報・普及活動	-	◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済。） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2~3月）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
その他	-	※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※平成19年度中に制度改正により廃止予定。				

対象手続	雇用保険被保険者転届						
年間平均申請件数	487,000件						
根拠法令・条項	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第13条						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	事業主が、その雇用する被保険者を転届させた場合、転届の事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者転届届」を、転届後の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （※主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：労働保険事務組合が事業主から委託を受けて行う場合及び社会保険労務士が提出代行等する場合 約4割）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	31	21	48,700 41	97,400	146,100	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.007	0.004	10.00 0.009	20.00	30.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添付書類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類	①雇用保険被保険者証（オンライン化未対応） ②転届の事実及び転届日が確認できる書類（辞令、賃金台帳等）（オンライン化済）			◎一定数以上の被保険者を雇用していること等を要件として、安定所における過去の取換実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる事業主等から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年3月に措置）。（→平成18年4月に措置済） ◎さらに、現金省路の対象事業主等でない場合であっても、電子申請の際には一定期間の届出を事後に確認する等により添付書類を要さない仕組みを検討する（平成18年度中に措置）。（→現在検討中。平成19年度中に措置予定。） ◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。）		
	添付書類を省略できない場合の理由。添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	-			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分なるものであれば種類を問わない））			◎利用者アンケートの検討結果も踏まえ、一定の期間を定めて試験的に電子署名に代わる措置として識別番号・暗証番号（ID・パスワード）を付与する（社労士の提出代行の場合について措置後、順次実施）。	
	本人確認方法	代理人による申請の場合	◎労働保険事務組合が委託を受けて行う場合 労働保険事務組合の電子署名のみ（紙の場合は労働保険事務組合の記名押印又は自筆による署名） ◎社会保険労務士が提出代行等する場合 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名（紙の場合は事業主及び社会保険労務士の記名押印又は自筆による署名）			◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中。）	
	手数料	オンライン手続の場合	-			-	
	手数料	紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	紙による手続の場合（オフライン）	24時間365日			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	平日8:30~17:00			-	
利用（申請等）可能な期間・時間帯	紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎複数の者に係る同一の申請を同時に、又は断続的に繰り返す行の際の重複記載項目については、入力を何度も行う必要がないなどの入力しやすさを考慮した申請書等作成支援の仕組みを検討し、整備する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→紙媒体添付書類作成プログラムへの追加について、平成19年9月からの実施を検討中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定業務の業務・システム最適化計画において検討中。） ◎社会保険庁ヘルプデスクにおいて、グループ申請等に係る操作方法的問い合わせにも対応する（平成18年度）。（→従来より対応中。引き続き平成19年度においても対応。） ◎申請契機が同一である申請、届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）			
広報・普及活動	-			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方の機関において相互手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成（平成19年10月～3月） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	-			◎事業所番号について労働保険番号との共有化について検討を行う（平成18年中に連携方式を具体化し、定量的な効果についても結論）。（→平成18年12月に中間報告を取りまとめ、省内にて報告済。引き続き、整理した考え方に基づき、省内関係部局と検討を実施。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。			

対象手続	雇用保険被保険者氏名変更届					
年間平均申請件数	333,000件					
根拠法令・条項	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第14条					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	事業主が、その雇用する被保険者が氏名を変更した場合、すみやかに「雇用保険被保険者氏名変更届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：労働保険事務組合が事業主から委託を受けて行う場合及び社会保険労務士が提出代行等する場合 約4割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	37	86	33,300 132	66,600	99,900
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.013	0.029	10.00 0.057	20.00	30.00
添付書類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	①雇用保険被保険者証（オンライン化未対応） ②氏名変更の実施を確認できる書類（運転免許証、国民健康保険被保険者証、住民票の写し、印鑑証明書等）（ただし、被保険者の電子署名が付与されており、その電子証明書により被保険者の変更後の氏名が確認できる場合は不要）（オンライン化済）			◎一定数以上の被保険者を雇用していること等を要件として、安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる事業主等から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済。） ◎さらに、照会省略の対象事業主等でない場合であっても、電子申請の際には一定期間の届出を事後に確認する等により添付書類を要さない仕組みを検討する（平成18年度中に措置）。（→現在検討中。平成19年度中に措置予定。） ◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	-					
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分なものあれば種類を問わない））			◎利用者アンケートの検討結果も踏まえ、一定の期間を定めて試験的に電子署名に代わる措置として識別番号・暗証番号（ID・パスワード）を付与する（社労士の提出代行の場合）について措置後、順次実施。	
	代理人による申請の場合	◎労働保険事務組合が委託を受けて行う場合 労働保険事務組合の電子署名のみ（紙の場合は労働保険事務組合の記名押印又は自筆による署名） ◎社会保険労務士が提出代行等する場合 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名（紙の場合は事業主及び社会保険労務士の記名押印又は自筆による署名）			◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中）	
手数料	オンライン手続の場合	-				
	紙による手続の場合（オフライン）	-				
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-				
	紙による手続の場合（オフライン）	-				
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00				
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置					
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。） ◎社会保険庁ヘルプデスクにおいて、グループ申請等に係る操作方法の問い合わせにも対応する（平成18年度）。（→従来より対応中。引き続き平成19年度においても対応。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）		
	◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知することともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）（→省内に設置した都府県連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。					
広報・普及活動	-					
その他	◎事業所番号について労働保険番号との共有化について検討を行う（平成18年中に連携方式を具体化し、定量的な効果についても結論）。（→平成18年12月に中間報告を取りまとめ、省内にて報告済。引き続き、整理した考え方にに基づき、省内関係部局と検討を実施。） ◎基金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。					
厚生労働省電子申請・届出システム		http://chanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 29

対象手続	休業開始時賃金月額証明書					
年間平均申請件数	109,000件					
根拠法令・条項	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令3号）第14条の2第1項					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	事業主が、その雇用する被保険者が雇用保険法第61条の4第1項等に規定する休業（育児休業・介護休業）を開始したときに、休業を開始した日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：社会保険労務士が提出代行等する場合 約2割。休業開始時賃金月額証明書のみの提出の場合、労働保険事務組合が手続を行うとき 約2割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	1	5,450 4	16,350	27,250
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.001	0.001	5.00 0.004	15.00	25.00
添付書類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	①賃金月額証明書又は賃金証明書に記載された賃金支払い状況の内容が確認できる書類（賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード等）（オンライン化済） ②育児の事実が確認できる書類（母子健康手帳等）（本届出の事由が育児による休業である場合であって、受給資格確認票を同時に提出する場合）（オンライン化済） ③介護の事実が確認できる書類（介護休業申出書等）（本届出の事由が介護による休業である場合）（オンライン化済）			◎安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる社会保険労務士、労働保険事務組合から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置済）。（→平成18年4月に措置済。）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	-					
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分なものであれば、又は本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））				-
	代理人による申請の場合	申請者本人（事業主又は被保険者）の電子署名及び代理人（社会保険労務士又は事業主）の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））				◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中）
手数料	オンライン手続の場合	-				-
	紙による手続の場合（オフライン）	-				-
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-				-
	紙による手続の場合（オフライン）	-				-
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				-
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00				-
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置	-				◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。
システムの改善	◎申請データ仕様の公開	◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末まででの限り早期）。（→職業安定関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）				
広報・普及活動	-	◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続きについて利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
その他	-	※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 30

対象手続	雇用保険の事業所の各種変更の届出					
年間平均申請件数	328,000件					
根拠法令・条項	雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第142条					
手続概要 （※主な利用者と代理申請者を明記）	事業主が、事業主の氏名若しくは住所、事業所の名称若しくは所在地、事業の種類又は概要に変更があった場合、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、変更があった日の翌日から起算して10日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請者：労働保険事務組合が事業主から委託を受けて行う場合及び社会保険労務士が提出代行等する場合 約8割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	6	28	32,800 18	82,000	114,800
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.002	0.012	10.00 0.010	25.00	35.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	添付書類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		①変更の事実が確認できる書類（登記簿謄本等）（電子証明書により変更の事実が全て確認できる場合は不要）（オンライン化済） ②労働保険名称、所在地等変更届の控え（一元適用事業の場合又は事務組合に委託する場合であって、労働保険名称、所在地等変更届と雇用保険事業主事業所各種変更届の提出先が異なる場合）（オンライン化済） ③最寄りの駅又はバス停から事業所への道順（所在地が変更になった場合）（オンライン化済）		①一定数以上の被保険者を雇用していることを要件として、安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる事業主等から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済。） ②さらに、照会省略の対象事業主等でない場合であっても、電子申請の際には一定期間の届出を事後に確認する等により添付書類を要さない仕組みを検討する（平成18年度中に措置）。（→現在検討中。平成19年度中に措置予定。） ③添付書類①については、インターネット登記情報提供サービスの利用も可能とし、当該サービスを利用して確認が可能な場合は添付を省略する（平成18年度）。（→現在検討中。平成18年度中に措置予定。）		
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分なものあれば種類を問わない））		◎利用者アンケートの検討結果も踏まえ、一定の期間を定めて試験的に電子署名に代わる措置として識別番号・暗証番号（ID・パスワード）を付与する（社労士の提出代行の場合について措置後、順次実施）。	
		代理人による申請の場合	◎労働保険事務組合が委託を行う場合 労働保険事務組合の電子署名のみ（紙の場合は労働保険事務組合の記名押印又は自筆による署名） ◎社会保険労務士が提出代行等する場合 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名（紙の場合は事業主及び社会保険労務士の記名押印又は自筆による署名）		◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中）	
	手数料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00		-	
上記項目以外のインセンティブ措置	-		◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制対応との結論）。			
システムの改善	◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎労働保険適用徴収に係るデータとの連携を行うことにより、届の提出を不要とする（最適化計画に基づき、平成23年度末までできる限り早期）。（→事業所番号の統一と合わせて省内で調整中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内ポータルを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までできる限り早期）。（→職業安定関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。） ◎社会保険庁ヘルプデスクにおいて、グループ申請等に係る操作方法の問い合わせにも対応する（平成18年度）。（→従来より対応中。引き続き平成19年度においても対応。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）			
広報・普及活動	-		◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年6月及び12月に措置済。） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で取組む手続の利用勧奨に活用できるようにリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年3月） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）			
その他	-		◎事業所番号について労働保険番号との共有化について検討を行う（平成18年中に連携方式を具体化し、定量的な効果についても結論）。（→平成18年12月に中間報告を取りまとめ、省内にて報告済。引き続き、整理した考えに基づき、省内関係部局と検討を実施。） ◎オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 31

対象手続	公共職業訓練等受講届及び通所届					
年間平均申請件数	204,000件					
根拠法令・条項	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第3項、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第21条					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	受給資格者が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受けることとなったときに、速やかに「公共職業訓練等受講届・通所届」を管轄公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：受給資格者、代理申請率：ほとんどない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	5,100 0	10,200	15,300
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	2.50 0	5.00	7.50
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類		①受給資格者証（オンライン化未対応）		◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年5月）。（→平成18年5月に措置済。）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-		-	
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））		-	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））		-	
	手数料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。）	
	システムの改善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）	
広報・普及活動		-		◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターを掲示するとともに、より効果的なホームページでの利用動向を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月に措置済） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用動向を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用動向に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用動向を図る（平成18年11月より）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
その他		-		※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中） ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 32

対象手続		受給期間延長の申請						
年間平均申請件数		148,000件						
根拠法令・条項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第20条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第31条、第31条の3						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		①被保険者であった者又は受給資格者が、受給期間内に、妊娠・出産・育児等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合、その要件に該当するに至った日の翌日から起算して1か月以内に、又は②受給資格に係る離職が定年等の理由による者が当該離職後一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合、定年等の理由により離職した日の翌日から起算して2か月以内に、「受給期間延長申請書」を住居を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：受給資格者、代理申請率：ほとんどない）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	3,700 0	7,400	11,100	
		目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	2.50 0	5.00	7.50	
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
添付書類		①受給資格者証（求職者給付の受給資格決定を受けている場合）（オンライン化未対応） ②保管するすべての離職票-1及び離職票-2（求職者給付の受給資格決定を受けていない場合）（オンライン化未対応） ③延長事由が明らかになる書類（母子健康手帳、医師の診断書）（オンライン化済）			◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年5月）。（→平成18年5月に措置済。）			
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ②その者が受給資格を有することの確認、受給資格に係る離職の日等の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ③基本手当の支給を受けることができる期間（受給期間）は、原則として受給資格に係る離職の日の翌日から1年間であるが、当該受給期間内に、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合には、一定期間（最大3年）受給期間の延長が認められることから、その際における延長事由の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。						
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））					—	
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）					—	
手数料	オンライン手続の場合	—					—	
	紙による手続の場合（オフライン）	—					—	
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	原則として即時処理					—	
	紙による手続の場合（オフライン）	原則として即時処理					—	
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日					—	
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00					—	
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置	—					◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。）	
	システムの改善	◎申請データ仕様の公開					◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までの限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）	
	広報・普及活動	—					◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターを掲示するとともに、より効果的なホームページでの利用動向を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月に措置済） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用動向を行う（平成18年度）。（→一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互に扱う手続の利用動向に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用動向を図る（平成18年11月より） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のリーフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	その他	—					※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中） ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 33

対 象 手 続		再就職手当の申請						
年 間 平 均 申 請 件 数		381,000件						
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第56条の2、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第82条の7						
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上である受給資格者が、安定した就職（就業又は事業開始）をした場合、就職日又は事業開始日の翌日から起算して1ヵ月以内に、「再就職手当支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：受給資格者、代理申請率：ほとんどない）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	9,525	19,050	28,575	
		目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	2.50	5.00	7.50	
添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
		①受給資格者証（オンライン化未対応） ②安定した職業に就いたことの確認資料（雇用契約書、雇入通知書等）（事業を開始した場合を除く）（オンライン化済） ③離職前事業主と再就職先事業主が関連がない旨の証明（事業を開始した場合を除く）（オンライン化済） ④雇用保険適用事業所設置届事業主控（雇用保険適用事業の事業主となった場合）（オンライン化済） ⑤事業の開始、事業内容及び事業所の実在が確認できる書類（法人登記簿謄本、所得税法に基づき税務署に提出した開業届の写し（個人事業主の場合）、営業許可証等）（雇用保険適用事業以外の事業主となった場合）（オンライン化済）			◎添付書類のうち、①及び④は不要とする（平成18年5月）。（→平成18年5月に措置済。）			
		【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ②労働契約の期間及び労働時間の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ③離職前事業主と再就職先事業主が関連事業主であるか否かの確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ⑤事業の開始、事業内容及び事業所が実在することの確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。						
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			—		
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			—		
	手数料	オンライン手続の場合	—			—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1ヵ月 （標準処理期間）			◎現状要している処理時間の短縮を図る。		
		紙による手続の場合（オフライン）	1ヵ月 （標準処理期間）			—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00			—		
		上記項目以外のインセンティブ措置					◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。）	
		システムの改善					◎申請データ仕様の公開 ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）	
	広報・普及活動					◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターを掲示するとともに、より効果的なホームページでの利用動奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月に措置済） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続の利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用動奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した都府県連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用動奨に利用できるよう共通のリフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用動奨を図る（平成18年11月より） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	その他					※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 34

対象手続		教育訓練給付金の申請				
年間平均申請件数		371,000件 うち電子申請が可能なもの 2,000件				
根拠法令・条項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の8				
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合、その受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に「教育訓練給付金支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められる場合のみ電子申請が可能。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：ほとんどない）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	1	50 0	100	150
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0.001	2.50 0	5.00	7.50
添付書類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	①教育訓練施設の長の発行する教育訓練修了証明書（オンライン化未対応） ②教育訓練施設の長の発行する教育訓練経費に係る領収書、施設の発行するクレジット契約証明書（必要事項を施設が付記したクレジット伝票でも可）又は郵便振替払込金証明書（郵便振替払込受領証）（教育訓練施設が日本郵政公社の私算承認を得て作成した5連（又は4連）式の郵便振替用紙によって支払いが行われた場合に必要要件を満たしているもの）（オンライン化未対応） ③雇用保険被保険者証又は雇用保険受給資格者証（オンライン化済） ④払渡希望金融機関の口座に係る被保険者名義の通帳（払渡希望金融機関に記入があり、金融機関の電子署名がない場合）（オンライン化済） ⑤教育訓練給付金適用対象期間延長通知書（教育訓練給付適用対象期間延長増徴を受けていた場合）（オンライン化未対応） ⑥教育訓練施設の長の発行する返還金明細書（「領収書」、「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して還付された（される）場合）（オンライン化未対応） ⑦支給申請期限内に公共職業安定所に出頭して申請することができない理由を記載した証明書（医師の診断書等）（オンライン化未対応）			◎添付書類のうち、③は不要とする（平成18年5月）。（→平成18年5月に措置済。）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①教育訓練施設の学則や教育規定等により定められた修了認定基準を満たし、これに基づいて当該教育訓練を適正に修了した者であることの確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ②教育訓練施設の名称、受講者氏名、領収額、領収日、領収印、教育訓練講座名等の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ③教育訓練給付金の本人希望口座振込先の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ④基準日において一般被保険者でない者が、教育訓練給付の対象となるためには、基準日の直前の一般被保険者でなくなった日から基準日より1年以上に経過していることが必要であるが、当該基準日の直前の一般被保険者でなくなった日から1年以内に、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始することができない日がある場合には、当該一般被保険者でなくなった日から基準日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（以下「適用対象期間」という。）分延長ができ、その際における適用対象期間の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ⑤「領収書」、「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して還付された（される）場合における還付金の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ⑥支給申請は、受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に行わなければならないが、その間に、天災、その他、支給申請書を提出しなかったことによりやむを得ない理由がある場合には、支給申請期限を経過しても、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に当該支給申請書を提出できるため、その際の「やむを得ない理由」の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。					
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			—
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			—
	手数料	オンライン手続の場合	—			—
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	15日 （標準処理期間）			◎現状要している処理時間の短縮を図る。
	紙による手続の場合（オフライン）	15日 （標準処理期間）			—	
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—	
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00			—	
上記項目以外のインセンティブ措置	◎申請データ仕様の公開					◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。）
システムの改善	—					◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせ対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までの予定を早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）
広報・普及活動	—					◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターを掲示するとともに、より効果的なホームページでの利用案内を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載、引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用案内を行う（平成18年度）。（一省令に設置した都府県推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用動向に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用案内を図る（平成18年11月より）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。
その他	—					※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※オンライン利用率の設定に当たっては、電子申請が可能なものを分母として算出している。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 35

対象手続	高齢雇用継続基本給付金の申請							
年間平均申請件数	2,129,000件							
根拠法令・条項	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の5							
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	一般被保険者が、60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける場合、初回については最初に支給を受けようとする支給申請月の初日から起算して4カ月以内に、次回以降の申請は、公共職業安定所長の指定する申請月中に、「高齢雇用継続基本給付金支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：社会保険労務士が提出代行等する場合 約2割）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	6	22	106,450 41	319,350	532,250		
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0.001	5.00 0.003	15.00	25.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
	添付書類	①支給申請書に記載した賃金額等記載内容を確認できる書類（賃金台帳、出勤簿等）（オンライン化済） ②支給申請に係る承諾書（事業主が申請を行う場合であって、事業所の他の被保険者も含め未提出の場合）（オンライン化済）			◎安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる社会保険労務士から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済。）			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	-			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			-		
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中）		
	手数料	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	15日 （標準処理期間）			◎現状要している処理時間の短縮を図る。		
		紙による手続の場合（オフライン）	15日 （標準処理期間）			-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			-		
紙による手続の場合（オフライン）		平日8:30～17:00			-			
上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。				
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）				
広報・普及活動	-			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済。） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用奨励事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
その他	-			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を示す（平成18年中）。				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 36

対象手続	育児休業基本給付金の申請					
年間平均申請件数	412,000件					
根拠法令・条項	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の4、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の13					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	一般被保険者が、1歳未満の子を養育するための休業（その後の期間において保育所における保育の実施が行われない等の理由により休業を取得する場合は1歳6か月未満の子を養育するための休業）を取得した場合、初回については最初に支給を受けようとする支給単位の期間の初日（育児休業開始日）から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに、次回以降の申請については、公共職業安定所長の指定する期間に、「育児休業基本給付金支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：社会保険労務士が提出代行等する場合 約2割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	19	20,600 27	61,800	103,000
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0.005	5.00 0.007	15.00	25.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類			①支給申請書に記載した賃金額等記載内容を確認できる書類（貸金台帳、出勤簿等）（オンライン化済） ②支給申請に係る承諾書（事業主が申請を行う場合であって、事業所の他の被保険者も含め未提出の場合）（オンライン化済）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			—		
	本人確認方法			電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））		
	本人による申請の場合			—		
	代理人による申請の場合			申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））		
	手数料			—		
	オンライン手続の場合			—		
	紙による手続の場合（オフライン）			—		
	処理時間（申請者への回答までの時間）			15日（標準処理期間） 15日（標準処理期間）		
オンライン手続の場合			24時間365日 平日8:30～17:00			
紙による手続の場合（オフライン）			—			
上記項目以外のインセンティブ措置			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
システムの改善			◎申請データ仕様の公開 ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）			
広報・普及活動			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所その他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できる共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 37

対象手続	雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書の提出及び高齢雇用継続給付受給資格確認					
年間平均申請件数	398,000件					
根拠法令・条項	雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の5第1項、第101条の8、職業安定局長通達（平成7年3月31日付職発第218号）					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	被保険者が、最初に高齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするとき又は最初の支給申請書提出時に、「高齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高齢雇用継続給付支給申請書」、「雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書」を、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：社会保険労務士が提出代行等する場合 約2割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	19,900	59,700	99,500
目標利用率（%） （平成17年度までは実績）		0	0	5.00	15.00	25.00
				0.002		
添付書類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	①六十歳到達時賃金証明書に記載された賃金支払い状況の内容が確認できる書類（賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード等）（オンライン化済） ②被保険者の年齢が確認できる書類（運転免許証、住民票の写し等）（被保険者の電子署名が付与されており、その電子証明書により被保険者の生年月日が確認できる場合は不要）（オンライン化済） ③直前の被保険者資格喪失の日の賃金支払い状況を記した雇用保険被保険者離職票-2または被保険者期間等証明書（60歳到達時に被保険者でなかった者が、その後基本手当の支給を受けることなく再就職して被保険者となった場合）（オンライン化済） ④払込希望金融機関の口座に係る被保険者名義の通帳（払込希望金融機関に記入があり、金融機関の電子署名がない場合）（オンライン化済）			◎安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる社会保険労務士から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済。）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	-					
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））				-
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））				◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中。）
手数料	オンライン手続の場合	-				-
	紙による手続の場合（オフライン）	-				-
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	15日 （標準処理期間）				-
	紙による手続の場合（オフライン）	15日 （標準処理期間）				-
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				-
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00				-
上記項目以外のインセンティブ措置	-					
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内ページを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務・システム最適化計画に基づき検討中。）		
広報・普及活動	◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成19年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。					
その他	※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。					

対象手続		雇用保険被保険者離職票の再交付の申請				
年間平均申請件数		247,000件 うち電子申請が可能なもの 49,000件				
根拠法令・条項		雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条第4項				
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		離職票を滅失又は損傷した者が離職票の再交付を受けようとする場合であって、受給資格決定の手続とは別途本手続を行うとき、当該離職票を交付した公共職業安定所に対し、離職票の再交付申請を行う。 （主な利用者：被保険者であった者、代理申請率：ほとんどない）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	1,225 1	2,450 5.00	3,675 7.50
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	2.50 0.003	5.00	7.50
目標達成に向けた具体的な措置内容	添付書類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
			①損傷した離職票-1（離職票-1を損傷した場合）（オンライン化未対応） ②損傷した離職票-2（離職票-2を損傷した場合）（オンライン化未対応）		-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由・オンライン化できない理由】 離職票は、離職したことにより被保険者でなくなったことを証する証書であり、被保険者であった者が受給資格の決定を受けようとする場合には、雇用保険法施行規則第19条第1項の規定により管轄公共職業安定所長に提出しなければならないものであるが、被保険者であった者がこれを滅失し、又は損傷した場合には、雇用保険法施行規則第17条第4項の規定により再交付を受けることができ、離職票の再交付を受けた場合には、同条第6項の規定により滅失又は損傷した離職票は無効とされる手続を定めている等、複製により制度が運用されることを想定しておらず、これを容認すれば、制度の安定性を損なうこととなるため、現物を回収する必要があるため。			
	本人確認方法	本人による申請の場合 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））	電子署名			
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			
	手数料	オンライン手続の場合	-			
		紙による手続の場合（オフライン）	-			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	原則として即時処理			
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として即時処理			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00				
	上記項目以外のインセンティブ措置	-				
	システムの改善	◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（←電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（←平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（←職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）		
	広報・普及活動	◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（←平成18年5月及び12月に措置済。） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（←平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（←平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（←平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（←平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（←平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（←省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成18年度）。				
	その他	※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※オンライン利用率の設定に当たっては、電子申請が可能なものを分母として算出している。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 39

対象手続	就業促進手当（就業手当）の申請						
年間平均申請件数	145,000件 うち電子申請が可能なもの 34,000件						
根拠法令・条項	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第56条の2、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令3号）第82条の5						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上である受給資格者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就職した場合、原則として失業の認定日に「就業手当支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、継続就職するなど以後失業の認定の必要のないときのみ電子申請が可能。 （主な利用者：受給資格者、代理申請率：ほとんどない）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	850 0	1,700	2,550	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	2.50 0	5.00	7.50	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	①受給資格者証（オンライン化未対応） ②2欄の(1)の内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）（2欄の(1)に入力がある場所）（オンライン化済） ③就業したことを証明する資料（給与明細書等）（オンライン化済）			◎添付書類のうち、①～③は不要とする（平成18年5月）。 （→平成18年5月に措置済。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	-					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			-	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			-	
	手数料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	原則として即時処理			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として即時処理			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			-	
紙による手続の場合（オフライン）		平日8:30～17:00			-		
上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。）			
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）			
広報・普及活動	-			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターを掲示するとともに、より効果的なホームページでの利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月に措置済） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載、引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	-			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中） ※オンライン利用率の設定に当たっては、電子申請が可能なものを分母として算出している。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 40

対象手続	療担規則第11条の3の厚生労働大臣が定める報告事項					
年間平均申請件数	113,000件					
根拠法令・条項	保険医療機関及び保険医療養担当規則第11条の3					
手続概要 (※主な利用者と代理申請率を明記)	療養の給付について地方社会保険事務局長に行う定期的（毎年）に行う報告 (主な利用者：保険医療機関)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） (平成17年度までは実績)	—	0	27 0	82	2,792
	目標利用率（%） (平成17年度までは実績)	—	0	0.02 0	0.07	2.48
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類		—			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 (紙の場合は記名押印)		—	
		代理人による申請の場合	—		—	
	手数料	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—	
紙による手続の場合（オフライン）		勤務時間内（郵送も可）		—		
上記項目以外のインセンティブ措置		—				
システムの改善		—				<p>◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成19年度に引き続き検討。）</p> <p>◎保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、当該認証局が発行する電子証明書の利用について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）</p> <p>◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図るとともに、システムの再構築にあわせ、利用者の立場に立った使いやすいシステムの構築に向けて検討予定（平成19年度以降）。</p>
広報・普及活動		—				<p>◎機会（報告時の連絡）をとらえ、医療機関等に周知する（平成18年度）。（→平成18年6月、医療機関等へ周知するよう地方社会保険事務局長あての通知に記載。引き続き平成19年度も実施。）</p> <p>◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。）</p> <p>◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。</p>
その他		—				<p>※IT新改革戦略において平成23年4月までに段階的に実施することとされている診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求の動きをふまえ、当該報告については、平成18・19年度に大学病院等の特定機能病院を、平成20年度に400床以上の病院を、平成21年度以降診療所も含めた医療機関において実施できるよう考えているところである。 (目標利用率) 平成21年度20.98% 平成22年度53.88%</p>

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 41

対象手続	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届							
年間平均申請件数	33,055,000件							
根拠法令・条項	健康保険法施行規則25条（健康保険法）、厚生年金保険法施行規則18条（厚生年金保険法）							
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	事業主は、毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者について報酬月額に関する事項を社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならない（ただし、6月1日以降に被保険者になった者、7月、8月、9月に標準報酬の随時改定が行われる者は除く）。（主な利用者：事業主、代理申請率：－）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	252	1,137	1,983,300 10,516	4,958,250	8,263,750		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.004	6.00 0.042	15.00	25.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
	添付書類	-			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合 本人による申請の場合 代理人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印） 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）		
	手数料	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）	処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ 1日			-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）	24時間365日 平日9時～17時			-		
	上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
	システムの改善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（一電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（一平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（一システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（一引き続き平成19年度においても検討。）			
	広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進期間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（一利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（一従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用動向に利用できるように共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（一関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
	その他	-			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度） ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 42

対象手続	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届						
年間平均申請件数	3,015,000件						
根拠法令・条項	健康保険法施行規則26条（健康保険法）、厚生年金保険法施行規則19条、19条の2（厚生年金保険法）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	事業主は、被保険者の報酬月額について、昇（降）給等により固定的賃金変動し、変動月以降引き続き3か月以上受けた報酬の平均月額と現在の標準報酬等級との間に2等級以上の差が生じた場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならぬ。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	170	363	180,900 2,631	452,250	753,750	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.005	0.017	6.00 0.116	15.00	25.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類						
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況						
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）				－
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）				◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）
	手数料	オンライン手続の場合	－				－
		紙による手続の場合（オフライン）	－				－
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ				－
		紙による手続の場合（オフライン）	1日				－
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				－
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時				－	
上記項目以外のインセンティブ措置	◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。						
システムの改善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施				◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（一電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（一平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（一システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（一引き続き平成19年度においても検討。）		
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。				◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（一利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（一従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（一関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
その他	◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度） ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度） ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。						

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 43

対象手続		健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書、船員保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書				
年間平均申請件数		110,000件				
根拠法令・条項		健康保険法施行規則135条（健康保険法）、船員保険法施行規則96条の3の4（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則25条の2（厚生年金保険法）				
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主は、被保険者が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等を取得し、保険料の免除を受けるときは社会保険事務所長等又は健康保険組合に申出書を提出する。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	13	78	2,750 102	8,250	11,000
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.012	0.053	2.50 0.124	7.50	10.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類		-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）		-	
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）		-	
	手数料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置	-		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（←省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
システムの改善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（←電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（←平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（←システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（←引き続き平成19年度においても検討。）			
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎新規適用時、算定基礎説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（←実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（←利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（←平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（←従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（←関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	-		◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（←省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（←省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法入化に向けた対応（平成19年度） ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 44

対象手続		健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届				
年間平均申請件数		260,000件				
根拠法令・条項		健康保険法施行規則30条、31条、35条（健康保険法）、厚生年金保険法施行規則23条、24条、29条（厚生年金保険法）				
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主は事業所に関する届出内容について変更になったときは、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出を行う。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	12	17	6,500 12	19,500	26,000
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.005	0.007	2.50 0.006	7.50	10.00
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
添付書類		－				
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－				
本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）				－
	代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）				－
手数料	オンライン手続の場合	－				－
	紙による手続の場合（オフライン）	－				－
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－				－
	紙による手続の場合（オフライン）	－				－
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				－
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時				－
上記項目以外のインセンティブ措置		－				
システムの改善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）	
広報・普及活動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発行（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（→一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用動向に活用できるよう共通のリフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
その他		◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 45

対象手続	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届						
年間平均申請件数	5,466,000件						
根拠法令・条項	健康保険法施行規則24条、43条（健康保険法）、船員保険法施行規則7条、8条（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則15条、16条（厚生年金保険法）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	事業主は、健康保険法第3条又は厚生年金保険法第9条若しくは第10条に該当する者を雇したときは社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、船員法第1条の船員を使用した場合には地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	787	1,911	327,960 4,605	819,900	1,366,500	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.014	0.033	6.00 0.112	15.00	25.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方針の措置・具体的改善方針（実施時期）			
	添付書類	①年金手帳（オンライン化未対応）			①添付について見直しを検討する（平成18年度）。（→省令改正（平成18年10月施行）。）		
	本人確認方法	本人による申請の場合 本人による申請の電子署名（紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印） 代理人による申請の場合 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名（紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			②社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（→実施通知发出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）		
	手数料	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）			処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ 1日		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）			24時間365日 平日9時～17時		
	上記項目以外のインセンティブ措置	-			③インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ④電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	システムの改善	⑤企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ⑥企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ⑦労働保険関係手続とのグループ申請を実施			⑧利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ⑨e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載、引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ⑩事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ⑪申請機関が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）		
	広報・普及活動	⑧オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ⑨ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			⑫新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知发出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ⑬ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ⑭電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向け情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載、引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ⑮引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置、引き続き平成19年度においても対応。） ⑯磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（→実施通知发出（平成18年6月）。） ⑰社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で取組手続の利用助奨に利用できるよう共通のリフレットを作成。） ⑱関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ⑲社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ⑳大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ㉑電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	その他	-			㉒労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ㉓基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ㉔公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ㉕磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ㉖アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国、地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		